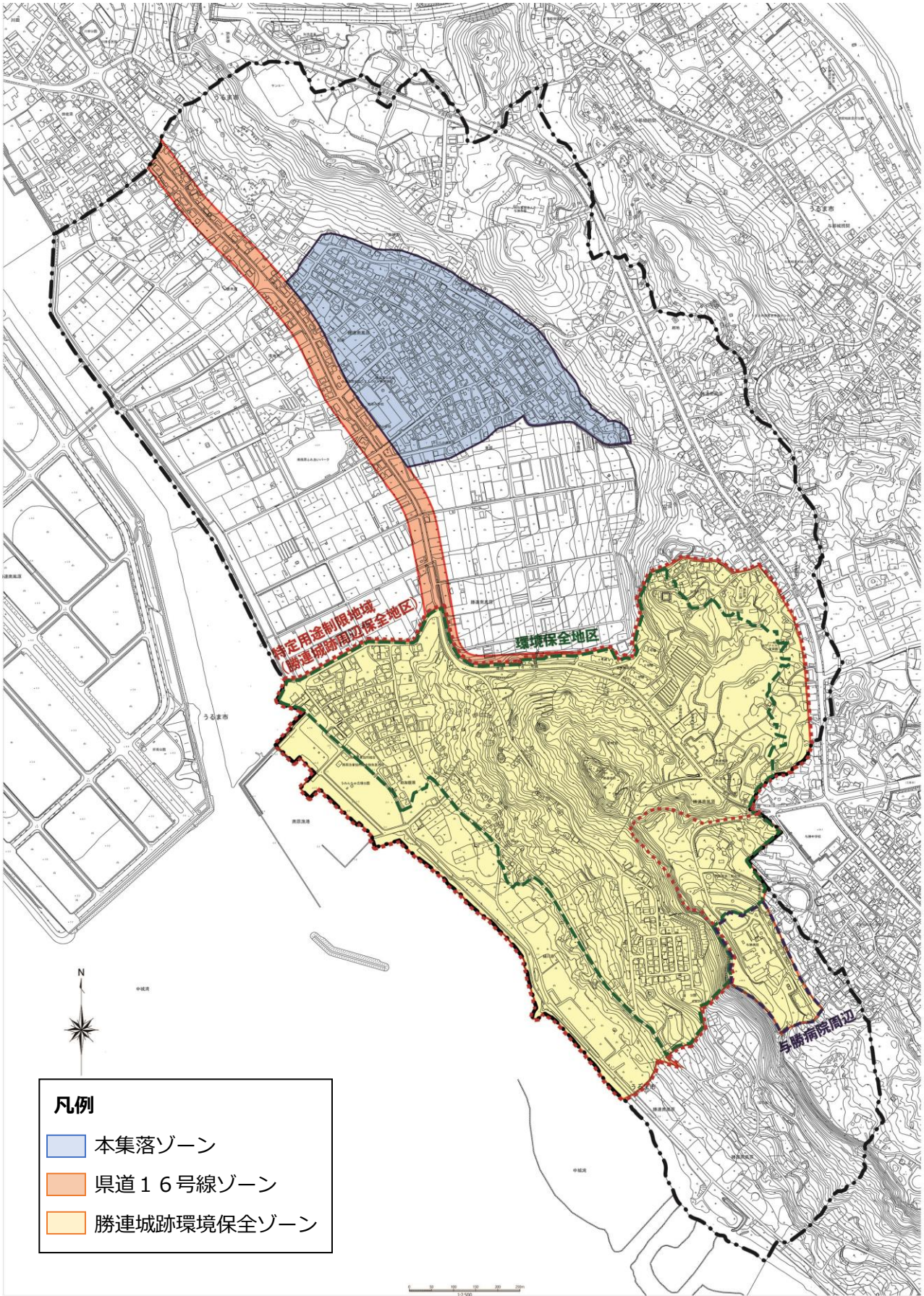


# 「勝連城跡周辺地区景観地区」の指定に向けて

## ○区域区分





○市への認定申請または届出が必要な行為

	景観計画 (現行)	景観地区			その他(景 観地区に含ま れない区域)	備考
		本集落	県道 16号線	勝連城跡 環境保全		
建築物	○高さ10m以上、 又は建築面積が 500㎡以上	全ての行為	全ての行為	全ての行為	現状通り	緑化を景観条例 の任意制度とし て位置付け
工作物	一定規模以上	現状通り	現状通り	携帯基地局など 一定規模以上 (建築確認並み)	現状通り	
開発行為	一定規模以上	現状通り	現状通り	現状通り	現状通り	
その他の 行為	一定規模以上	現状通り	現状通り	現状通り	現状通り	

○勝連城跡環境保全ゾーンの工作物の届出対象行為及び規模

対象となる行為	対象となる規模等			
	行為の種類	景観計画	景観地区	
工作物 ・新築、増築、 改築若しくは 移転。 ・外観を変更す ることとなる 修繕若しくは 模様替又は色 彩の変更につ いて、下記の 規模のうち外 観の変更に 関する部分の 合計が10㎡ 以上のもの。	擁壁、垣・柵・塀等	高さ3m以上	高さ2m以上	
	煙突・鉄塔など	・煙突類	高さ10m*以上、または 築造面積500㎡以上 のもの ※最低地盤面から屋 上に設置する設備の 上端まで	高さ6m以上
		・鉄筋コンクリート造の柱、鉄 柱、木柱その他これに類す るもの		高さ6m以上
		・広告塔、広告板、装飾塔、記 念塔その他これらに類する もの(建築基準法の規定に ないが電波塔も含む)		高さ4m以上
	高架水槽・製造施設など	・高架水槽、サイロ、物見塔そ の他これらに類するもの		高さ8m以上
		・昇降機、ウォーターシュート、 飛行塔その他これらに類す る工作物 ・製造施設、貯蔵施設、遊技施 設等の工作物で建築基準法 88条2で政令で指定する もの ・風力発電施設(建築基準法の 規定にない)		すべて
電気供給または有線電気通信の ための電線路または空中線類(支 持物を含む)	高さ20m以上のもの ※最低地盤面から屋 上設備の上端まで	高さ11m以上		
太陽光パネル	表面積の合計が500 ㎡以上	戸建住宅に設置する 自家用のものを除く すべて		

○建築物の基準(案)

		本部落ゾーン	県道16号線ゾーン	勝連城跡環境保全ゾーン
建築物の形態意匠	屋根・外壁	<ul style="list-style-type: none"> <li>外壁の大部分を占める色彩は、落ち着いた白または淡い色彩を基調とし、周辺景観等の調和に配慮することとします。(明度8以上、彩度2以下。ただし、木材・石材・素焼き(顔料を使用しないものに限る)・コンクリートなどの素材色は除きます)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>外壁の大部分を占める色彩は、落ち着いた白または暖色系の淡い色彩を基調とし、周辺景観等の調和に配慮することとします。(明度8以上、彩度2以下。ただし、木材・石材・素焼き(顔料を使用しないものに限る)・コンクリートなどの素材色は除きます)</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>デザインのアクセントとして壁面や軒裏に対して基調色の範囲外の高明度・高彩度の色彩(アクセント色)を使用する場合は、周辺景観との調和に配慮するとともに、使用面積は各立面の表面積の5%以下にとどめることとします。</li> <li>屋根はできる限り赤瓦または灰色瓦ぶきとします。</li> <li>外壁はできる限り琉球石灰岩などの本市または本県の景観特性を特徴づける地場産材や、木材、石材などの自然素材の活用に努めることとします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県道16号線に面する外壁の位置は、勝連城跡への見通しや道路空間の開放感を確保するため、<b>道路境界からできる限り後退させることとします。</b></li> </ul>	
	建築設備等	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋外に設置する建築設備の高さは5m以下とします。</li> <li>屋上に設置する建築設備については、<b>遮蔽</b>した上で、道路や公園等の公共の場所から見たときに目立たないように工夫することとします。</li> <li>屋外に設置する建築設備については、道路や公園等の公共の場所から容易に見通せないような場所に配置したり、遮蔽するなど、目立たせないように工夫することとします。</li> <li>駐車場・ガレージを設置する場合は、設置場所に配慮するとともに、周囲と調和した塀等を設けること等によりまちなみの連続性が損なわれないように配慮することとします。</li> <li>屋根・庇・門など、公共の場所から望める位置にできる限りシーサーまたは石獅子を設置することとします。</li> </ul>		
		かき・柵・塀・その他外構	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>かき・柵・塀を設ける場合は、石積、石張、生垣のいずれか</b>とします。ただし、石積、石張り、生垣以外のものであっても、良好な景観形成に寄与すると認められるものは、この限りではありません。</li> <li>かき・柵・塀を用いる場合は、高さを抑えたり透過性を確保するなど、圧迫感の軽減と周辺景観への調和に配慮することとします。</li> <li>擁壁の上部にかき・柵・塀を設置する場合は、擁壁とかき・柵・塀を一体と捉えて、圧迫感の軽減と周辺景観への調和に配慮することとします。</li> <li><b>生垣とする場合は、あかばななどの地域の植生等と調和する植栽を使用することとします。</b></li> <li>村獅子、石垣、カー(湧水・井戸)、あしびなー(遊び場)、古木、屋敷林などの景観形成上重要な要素が敷地内にある場合は、それを保全するとともに、景観形成に活用することとします。</li> </ul>	
建築物の 高さの最 高限度	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>高さ11m以下</b>とします。(最大3階程度)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li><b>高さ9m以下</b>とします。(最大2階程度)</li> </ul>	
緑化等 ※景観条 例に基づ て誘導する	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>緑地率20%以上または緑被率30%以上</b>とします。ただし、建築物の高さ10m未満かつ建築面積500㎡未満の案件については、<b>緑地率10%以上または緑被率20%以上</b>とします。</li> <li>敷地内緑化にあたっては、地域の植生等と調和する種類を選ぶこととします。</li> </ul>			
	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>県道16号線沿いの敷地は、道路に面する部分の<b>緑視率を15%以上</b>とします。</li> </ul>		

○工作物の基準(案)

		勝連城跡環境保全ゾーン
工作物の形態意匠	配置等	<ul style="list-style-type: none"> <li>勝連城跡の歴史・文化的な雰囲気や眺望を阻害しないよう、高さ・配置・形態意匠・色彩に配慮することとします。</li> <li>道路や公園等の公共空間に圧迫感を与えないよう、公共空間側の敷地境界線から位置を後退させる、敷地内緑化、壁面緑化等により配慮することとします。</li> <li>太陽光パネルを設置する場合は、勝連城跡からの眺望などを阻害しないよう、高さ・配置などを工夫し、目立たないように配慮することとします。</li> </ul>
	外壁等	<ul style="list-style-type: none"> <li>壁面の色彩（基調色）においては、落ち着いた白または淡い色彩を基調とし、周辺景観との調和に配慮すること。（マンセル・カラー・システム値：明度8以上、彩度2以下。ただし、木材、石材、素焼き（顔料を使用しないものに限る）、コンクリート、金属、ガラスなどの素材色は除く。）</li> <li>携帯電話基地局等の鉄塔類の色彩については、周辺景観との調和に配慮すること。（例えば、背景が空の場合、マンセル・カラー・システム値は明度8以上、彩度2以下。背景が樹林地の場合、茶系（YR）で低明度、低彩度とする。）</li> <li>携帯電話基地局等の鉄塔類については、背景になじむよう形態・意匠に配慮すること。</li> <li>赤瓦や琉球石灰岩などの本市又は本県の景観特性を特徴づける地場産材や、木材、石材などの自然素材の活用に努めること。</li> </ul>
	附属設備等	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋外・屋上に設置する設備については、道路や公園等の公共の場所から容易に見通せないような場所に配置したり、遮蔽するなど、目立たせないように工夫すること。</li> <li>駐車場・ガレージを設置する場合は、設置場所に配慮するとともに、周囲と調和した塀等を設けること等によりまちなみの連続性が損なわれないように配慮することとします。</li> </ul>
	かき・柵・塀・その他外構	<ul style="list-style-type: none"> <li>かき・柵・塀を設ける場合は、石積、石張、生垣のいずれかとし、ただし、石積、石張り、生垣以外のものであっても、良好な景観形成に寄与すると認められるものは、この限りではありません。</li> <li>かき・柵・塀を用いる場合は、高さを抑えたり透過性を確保するなど、圧迫感の軽減と周辺景観への調和に配慮することとします。</li> <li>擁壁の上部にかき・柵・塀を設置する場合は、擁壁とかき・柵・塀を一体と捉えて、圧迫感の軽減と周辺景観への調和に配慮することとします。</li> <li>生垣を設ける場合は、あかばななどの地域の植生等と調和する植栽を使用することとします。</li> <li>村獅子、石垣、カー（湧水・井戸）、あしびなー(遊び場)、古木、屋敷林などの景観形成上重要な要素が敷地内にある場合は、それを保全するとともに、景観形成に活用することとします。</li> </ul>
	工作物の高さの最高限度	<ul style="list-style-type: none"> <li>煙突・鉄塔などの高さは9m以下とします。</li> </ul>